

<p>改正後</p>	<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第三十三條―第三十八條） 附則 第三十條から第三十二條まで 削除 （指針の公表） 第三十三條 法第三十五條の三第三項の規定による指針の公表は、当該指針の名称及び趣旨を官報に掲載するとともに、当該指針を厚生労働省労働基準局及び都道府県労働局において閲覧に供することにより行うものとする。</p>
<p>改正前</p>	<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第三十四條―第三十八條） 附則 第三十條から第三十三條まで 削除 （新設）</p>

（傍線部分は改正部分）